

令和5年5月2日

保護者各位

東京都立高島高等学校

校長 高橋 豊

今後の教育活動についてのお知らせ

日頃から本校の教育活動に御理解と御協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行することになりました。

このことに伴い、5月8日（月）以降は、下記の通り教育活動を行って参ります。保護者の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

(1) 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方

①感染症が落ち着いている平時の対策

○次の対策を引き続き行います。学校の教育活動においては、マスクの着用を求めません。

- ・家庭との連携による健康状態の把握
- ・適切な換気の確保
- ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

②地域や学校において感染が流行している場合の対策

○活動場面に応じて、以下の処置を一時的に講じる場合があります。

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
- ・生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること

(2) 感染等が判明した場合の対応

①新型コロナウイルス感染症への感染を確認した場合

○学校保健安全法に基づき、出席停止とします。

- ・出席停止の期間の基準は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」とします。
- ・出席停止解除後、発症から10日経過までは、当該生徒に対しマスクの着用を推奨します。

②濃厚接触者の取り扱いについて

○新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない生徒については、原則として出席停止の対象とはなりません。

※5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われませんこととなります。従前では、濃厚接触者として特定された者に対する、行動制限や協力要請は行われませんこととなります。

〔お問い合わせ〕

東京都立高島高等学校

副校長 鈴木 誠士

T E L 03-3938-3125